

議案第4号

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄県立沖縄高等養護学校の項中「具志川市字田場」を「うるま市字田場」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正（平成17年4月1日施行予定）に伴い、沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する必要がある。

2 案の概要

(1)別表の「具志川市」を「うるま市」に改める。

3 添付資料

(1)新旧対照表

(2)沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則

新旧対照表

新		旧	
沖縄県立 沖縄護学校	うるま市宇田 場	高等部	普 通 科 3 年
沖縄県立 沖縄護学校	具志川市宇田 場	高等部	普 通 科 3 年

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則

平成12年3月28日
教育委員会規則第8号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校の目的)

第2条 学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。）、聾（ろう）者（強度の難聴者を含む。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

(名称、位置、修業年限等)

第3条 学校の名称、位置、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。

別表（第3条関係）

名称	位置	部	科	学科	修業年限
沖縄県立 沖縄高等養護学校	具志川市字田場	高等部		普通科	3年
沖縄県立 桜野養護学校	名護市字宇茂佐	小学部 中学部 高等部		普通科	6年 3年 3年
沖縄県立 泡瀬養護学校	沖縄市字比屋根	小学部 中学部 高等部		普通科	6年 3年 3年
沖縄県立 鏡が丘養護学校	浦添市字当山	小学部 中学部 高等部		普通科	6年 3年 3年
浦添分校	浦添市字経塚	小学部 中学部			6年 3年
沖縄県立 那覇養護学校	那覇市寄宮	小学部 中学部 高等部		普通科	6年 3年 3年
沖縄県立 森川養護学校	西原町字森川	小学部 中学部 高等部		普通科	6年 3年 3年